

財産の処分につき議決を求めることについて (木浜県有地)

次の財産を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、議決を求めるものです。

(財産の種類、数量および処分予定価格)

- ① 財産の種類 土地
- ② 処分面積 75,567.56 平方メートル
- ③ 処分予定価格 1,650,000,000 円 (21,850 円/㎡)
- ④ 処分の目的 普通財産の売却による処分

(参 考)

財産の所在地 守山市木浜町 2 2 9 8 番 7
契約の相手方 公益財団法人 S G H 文化スポーツ振興財団

(対象財産の概要)

1 財産の名称 木浜県有地

本件処分対象地は、滋賀県土地開発公社により埋立造成された土地で、県が平成元年に公社より取得して以降、未利用の状態が続いていた。

今回、近隣地で文化振興事業（佐川美術館）およびスポーツ振興事業を行う公益財団法人に随意契約で譲渡しようとするものであり、当該法人において一般利用が可能なスポーツ施設、駐車場等の整備が計画されている。

なお、対象地の一部について、令和 3 年度に隣接地を保有する一般社団法人に売却している。

2 処分対象地

所在	公簿地目	現況地目	実測面積
守山市木浜町 2 2 9 8 番 7	雑種地	宅地	75,567.56 ㎡

位置図



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成

近況



敷地東側より撮影
(自動車税事務所、近畿運輸局滋賀支局等所在側)

土地利用計画図



出典：(公財) S G H文化スポーツ振興財団作成資料